

申請書及び届出書等の押印の廃止について

「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」(令和2年厚生労働省令第208号)及び「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省令関係告示」(令和2年厚生労働省告示第397号)の公布、施行に伴い、健康保険の申請書及び届出書等への事業主・組合員・保険給付に関する医師の証明印等にかかる押印を、令和3年3月31日をもって廃止いたしました。(一部の押印を除く。)

詳細は下記のとおりとなっておりますのでご確認ください。

記

1. 廃止とする押印

下表に記載する以外の押印を廃止としました。

	引き続き押印を必要とする申請書及び届出書等	届出等の対象
1	保険料口座振替納付(変更)申出書の「金融機関お届け印」及び金融機関の確認印	事業主
2	高額療養費支給申請書及び出産育児一時金の「市区町村長証明印」 市区町村の証明を受ける場合	被保険者
3	第三者行為傷病届に添付する以下の書類 ・事故発生状況報告書の「報告者の印」 ・診療報酬明細書の写し及び任意保険会社への照会に対する同意書の「被保険者、被扶養者の印」 ・交通事故証明書、交通事故証明書入手不能理由書または人身事故証明書入手不能理由書の「証明印」	被保険者
4	開示請求手続における被保険者(または遺族)と任意代理人の間で取り交わす「委任状の押印」	被保険者 (遺族)
5	その他健康保険組合が必要と判断した場合の押印	-

保健事業に関する申請書、申込書等の押印も廃止となりました。

2. 経過措置(令和3年4月1日以降)

- ・用紙に「 」が印刷されていても押印は必要ありません。
- ・HP掲載の用紙は使用可能とし押印は必要ありません。
- ・申請書及び届出書等に押印があってもそのまま受理いたします。

3. 書類の確認

申請書及び届出書等の記載事項が訂正されていた場合等、健康保険組合が確認を要すると判断した場合は、事業主(人事又は総務)及び被保険者等へ電話又は文書により確認を実施いたしますのでご承知おきください。